

三朝町野良猫避妊・去勢手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三朝町補助金等交付規則（平成17年三朝町規則第13号。以下「規則」という。）第4条及び第27条の規定に基づき、三朝町野良猫避妊・去勢手術費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 飼い主 動物の所有者又は占有者（動物の飼育又は保管をする者）をいう。
- (2) 野良猫 町内に生息する飼い主のいない猫をいう。
- (3) 手術 雄猫の精巣の摘出手術、雌猫の卵巣の摘出又は卵巣及び子宮の摘出施術をいう。
- (4) 耳先カット。獣医師（獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条に規定する免許を有する者をいう。）による片方の耳の先端を切り取る処置をいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の趣旨に則り、野良猫を捕獲している者に対し、手術及び耳先カットに要した費用を補助することにより、野良猫の増加及びこれに伴う苦情、被害等を防止し、もって町民の生活環境の保全を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付を受けることのできる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 三朝町内に住所を有する個人又は町内で活動する団体若しくは事業所等
- (2) 獣医師による手術を捕獲した野良猫に実施し、その手術費用を支払った者
- (3) 手術を受けさせようとする猫について、他の補助制度の交付を受けていない者
- (4) 本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）及び申請者が個人の場合にあってはその者の属する世帯全員に町税等の滞納がない者

(本補助金の額)

第5条 本補助金の額は、補助対象者が負担することとなる同表の左欄に掲げる経費について、同表の右欄に掲げる額を予算の範囲内で交付するものとする。

1 補助対象経費	2 補助金額
手術及び耳先カットに要する経費	手術及び耳先カットに要する経費（猫1匹につき10,000円を上限とする。）

(交付申請等)

第6条 申請者は、三朝町野良猫避妊・去勢手術費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「様式第1号」という。）に手術を行った獣医師が所属する動物病院等が発行した領収

書、診療の内容について明記されたもの及び耳先カットが確認できる写真（L判以上のもの）を添付して町長に提出しなければならない。

2 規則第 17 条の実績報告及び規則第 20 条の請求は、様式第 1 号の提出をもってこれに代える。

3 本補助金の交付申請は、手術を実施した日の属する年度の末日までに行うものとする。
（交付決定等）

第 7 条 町長は、前条第 1 項の規定による本補助金の交付申請を受けたときは、本補助金の交付決定及び額の確定をし、三朝町野良猫避妊・去勢手術費補助金交付決定兼額の確定通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

2 交付決定及び額の確定は、原則として、交付申請を受けた日から 30 日以内に行うものとする。

（本補助金の返還）

第 8 条 町長は、申請者が偽りその他不正な手段により本補助金の交付を受けたとき、又はこの要綱に定める目的に反して本補助金の交付を受けたと認められるときは、これを返還させるものとする。

（免責）

第 9 条 町長は、補助事業に関連して交付決定を受けた者が被った損害及び第三者に対して与えた損害については、その責めを負わないものとする。

（規則との調整）

第 10 条 町長は、規則第 27 条の規定により、本補助金の交付申請、実績報告、交付決定及び請求に関しては、規則の規定にかかわらず、この要綱の定めるところによる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（要綱の廃止）

2 三朝町猫避妊・去勢手術費補助金交付要綱（平成 27 年三朝町告示第 58 号）は、平成 29 年 3 月 31 日限り廃止する。なお、同日前に同要綱の規定により、交付された補助金については、同要綱の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

三朝町野良猫避妊・去勢手術費補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

三朝町長 様

申請者 住所又は所在地

氏 名 印

連絡先 ー

（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）

次のとおり猫の（避妊・去勢）手術を実施したので、三朝町野良猫避妊・去勢手術費補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき補助金の交付を申請します。

記

補助申請額	円
対象となる猫	別紙のとおり（ 匹）

支払口座振込依頼書

補助金は、下記指定の預金口座へ振込み願います。

金融機関名	銀行・金庫・農協	支店・出張所・支所					
預金種目	普通・当座・その他（ ）						
（フリガナ） 口座名義人							

三朝町会計管理者 様

添付書類

- ・野良猫に関する調書
- ・避妊・去勢手術費の領収書原本
- ・手術の内容がわかるもの
- ・耳先カットの確認ができる写真
- ・その他町長が必要と認めるもの

【補助金の交付決定】

補助申請額で補助金の交付を 決定する・決定しない

【補助金の額の確定】

確定する・確定しない

申請者氏名

印

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

様

三朝町長

三朝町野良猫避妊・去勢手術費補助金交付決定兼額の確定通知書

年 月 日付で申請のありました三朝町野良猫避妊・去勢手術費補助金について、三朝町野良猫避妊・去勢手術費補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

交付決定額 _____ 円